

宝塚市 街路樹管理計画概要版（案）



令和 7 年(2025 年)12 月

宝塚市

計画策定の背景と目的

街路樹は街の景観形成や環境保全等に貢献しており、その緑陰は通行者に快適な空間を提供しています。一方で植栽後40年以上の経過とともに大木化・老木化が進行してきており、交差点部や信号機・標識の視認性の妨げや歩道の根上り、狭小な幅員構成による通行障害、樹勢衰退・生育障害の発生による倒伏の危険性等が顕著に見られるようになり、将来において安全・安心で快適な道路空間の確保が難しい局面を迎えているのが現状です。

こうした現状を踏まえ、安全・安心な道路づくり、良好な都市環境の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定します。

街路樹の現状と課題

【街路樹の現状】

宝塚市には高木が約7000本植栽されています。高木等は緑量確保に重点をおいた樹種が全国的に整備されており、本市においても、ケヤキやサクラなど生長が早く、大木化する樹種が多く植栽されてきました。

【街路樹が抱える問題】

大木化による根上り等の歩道空間の安全性の低下や道路視認性の低減、老木化による倒木などの問題、また、市への剪定管理要望は年々増加しています。



【歩道の有効幅員不足】



【根上りによる舗装の不陸】



【樹木の肥大生長】



【大木化にともなう維持管理費の増大】

街路樹管理計画

(目 標)

道路空間の安全性を確保し、魅力があり、歩きたくなる歩行空間を提供している

街路樹を将来にわたり育生・継承していくこと

街路樹管理計画では、この「目標」を達成するため、市域全体のみどりと整合をとり、市全体の街路樹のあり方を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹の望ましい姿について検討を行います。

目標を達成するためには、維持管理の質を担保し、アセットマネジメントに基づく街路樹の更新を行う必要があります。

総量規制を行うことで維持管理の縮減をはかり、生み出された経費を質の向上に振り分け、選択と集中を行うことで“植木のまち宝塚”にふさわしい維持管理を行うことを基本的な考え方とし、基本方針を次のとおり設定し、その実現にむけた課題解決施策を検討します。

基本方針－１ 公園区計画との連携による街路樹の適正化

※公園区を一つの区域として、公園区における街路樹の量、公園緑地のみどりの量に着目し、相互補完の関係性のもと整理をするという考え方で適正化を図ります。

基本方針－２ 安全で安心な道路づくり

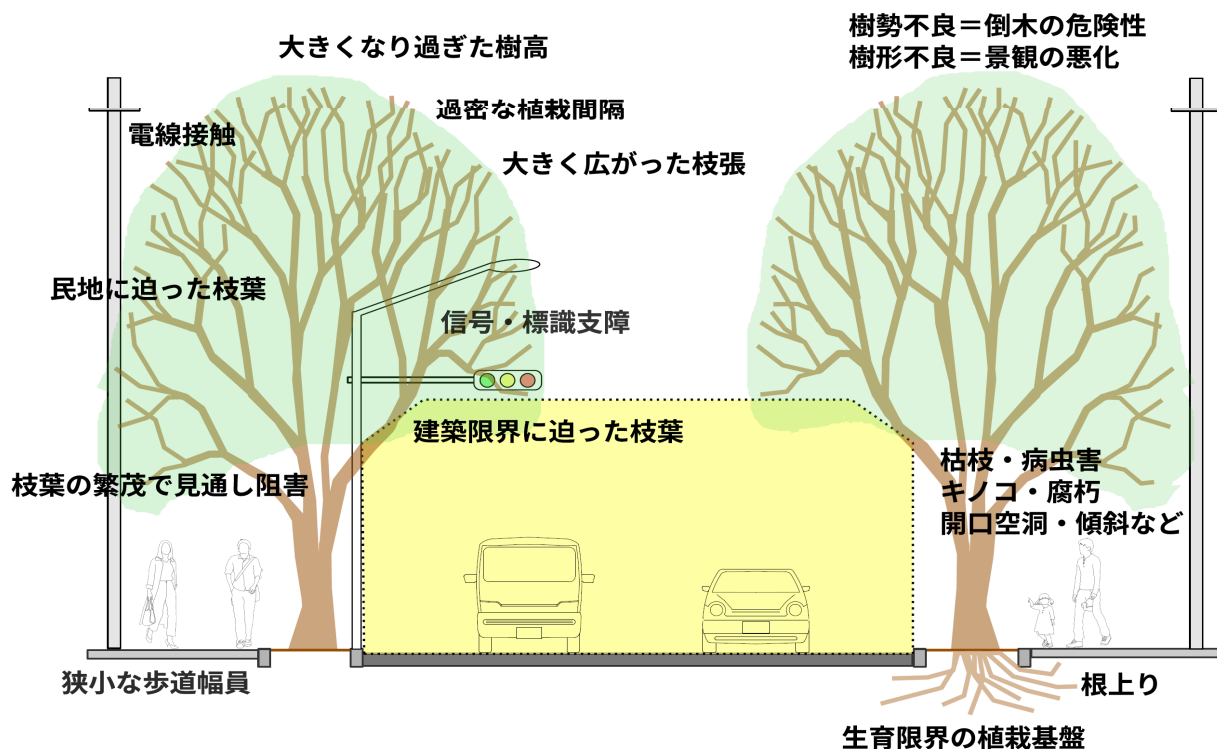
基本方針－３ 宝塚市の魅力向上に資する良好な都市環境形成

基本方針－４ 街路樹をととした市民コミュニティ醸成

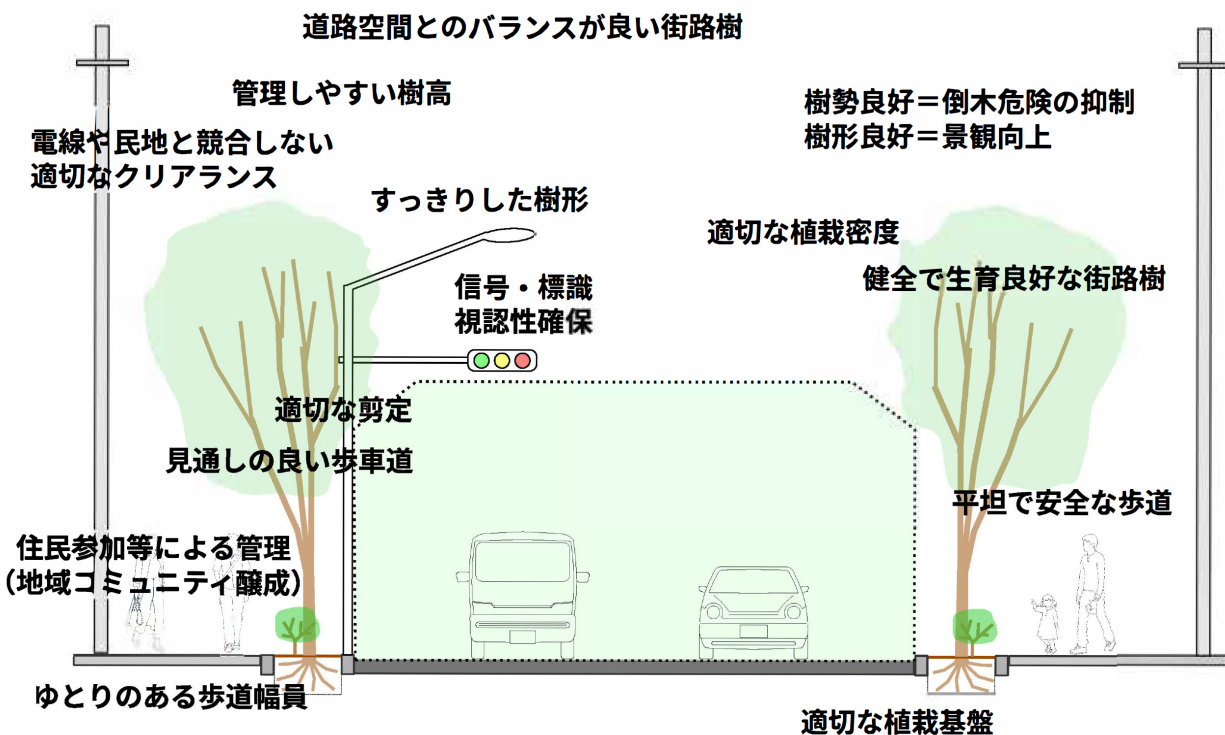
基本方針－５ 効果的な維持管理の実施



街路樹の現状



将来の街路樹(目指すべき姿)

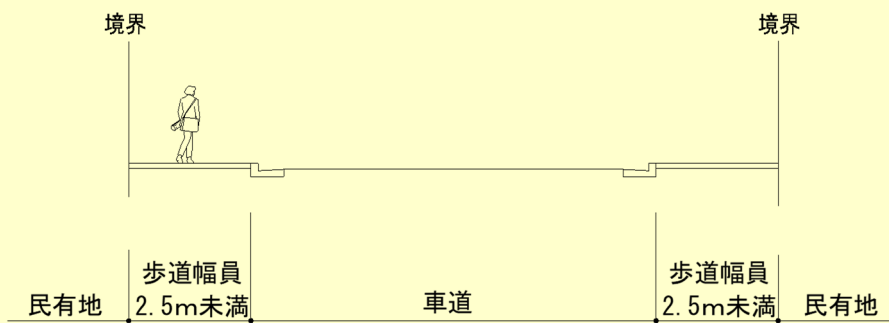


整備基準

道路構造令や道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、車椅子が歩道内で円滑にすれ違うことが可能である幅員として、歩道有効幅員 2.0m以上を確保することを基準とし、整備区分を A～D に設定し、道路特性等を考慮して整備を進めていきます。

今後の再整備計画において区分 B、C、D では、公園区計画並びに沿道の用途地域に応じて、各植栽の配置、縦断植栽間隔、樹種選定等に配慮します。

区分	歩道幅員 (歩道有効幅員2.0m以上)	植樹柵		植栽		
		単独	連続	高木	小高木	中低木類
A	2.5m未満	×	×	×	×	×
B	2.5m以上3.0m未満	◎	×	×	○	×
C	3.0m以上3.5m未満	◎	○	×	○	○
D	3.5m以上	○	◎	○	○	○

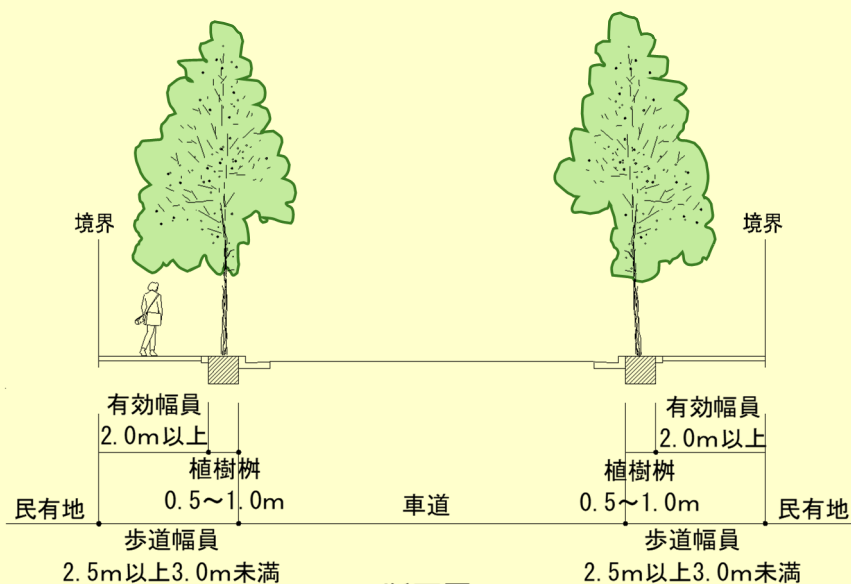


区分 A

(歩道幅員 2.5m未満)

歩道幅員が 2.5m 未満の路線は、適正な植樹柵の確保が困難、または通行者の通行幅員の確保が困難であることから、道路緑化を行いません。

※必要に応じ、幅員が部分的に広い箇所には地被類など、通行上支障のない範囲で効果的な植栽を検討します

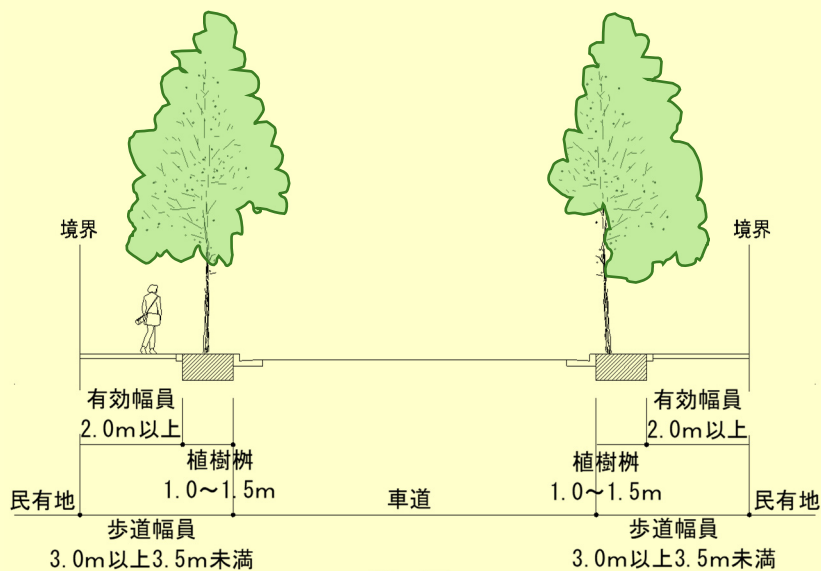


断面図

区分 B

(歩道幅員 2.5m以上 3.0m未満)

歩道幅員が 2.5m 以上 3.0m 未満の路線は、基本的に植樹柵を単独柵にして小高木を植栽します。

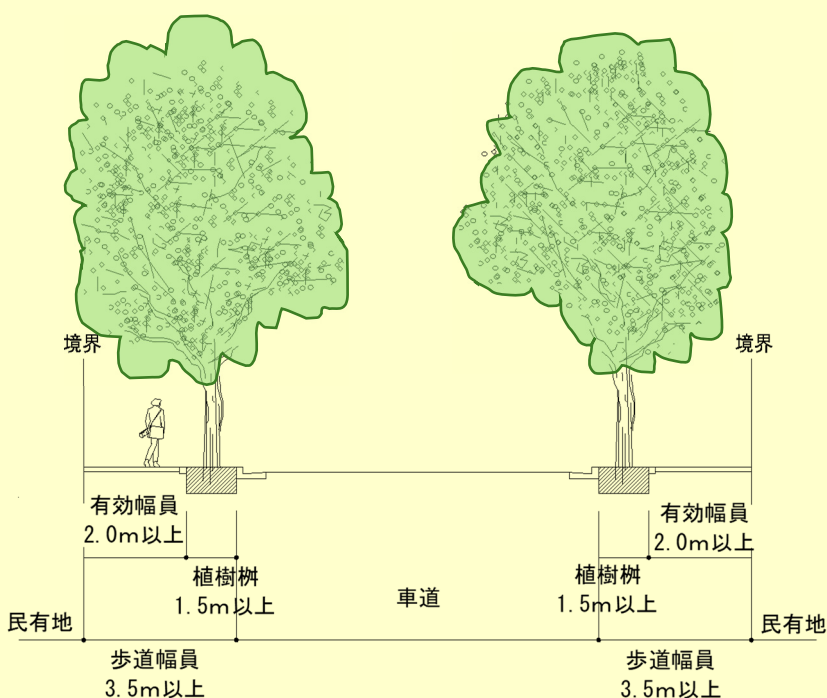


断面図

区分 C

(歩道幅員 3.0m以上 3.5m未満)

歩道幅員が 3.0m 以上 3.5m 未満の路線は、基本的に植樹樹は単独樹で小高木を植栽します。必要に応じ連続樹にして小高木と合わせて中低木を植栽します。



断面図

区分 D

(歩道有効幅員 3.5m以上)

歩道幅員が 3.5m 以上の路線は、基本的に植樹樹を単独樹もしくは連続樹にして、小高木もしくは高木を植栽します。特に必要がある場合は連続樹に高木等と合わせて中低木を植栽します。

【植栽候補樹種の一例】

生長しても樹高が 7m 程度の小高木候補樹種



ホルトノキ (常緑樹)



ハクウンボク (常緑樹)



トウカエデ・花散里 (落葉樹)

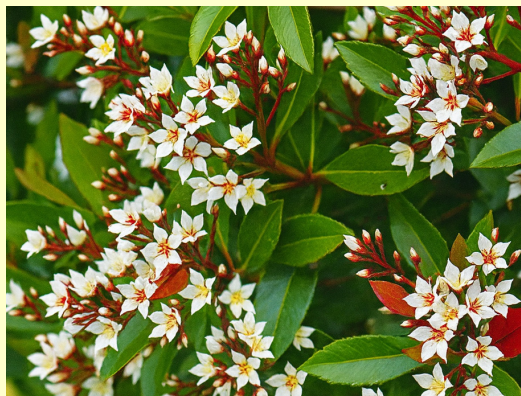
街路樹の生育環境
に適合し雑草が侵
入にくく、
剪定頻度を低くお
さえられる
低木の候補樹種



マホニアコンヒューサ（常緑樹）



オタフクナンテン（常緑樹）



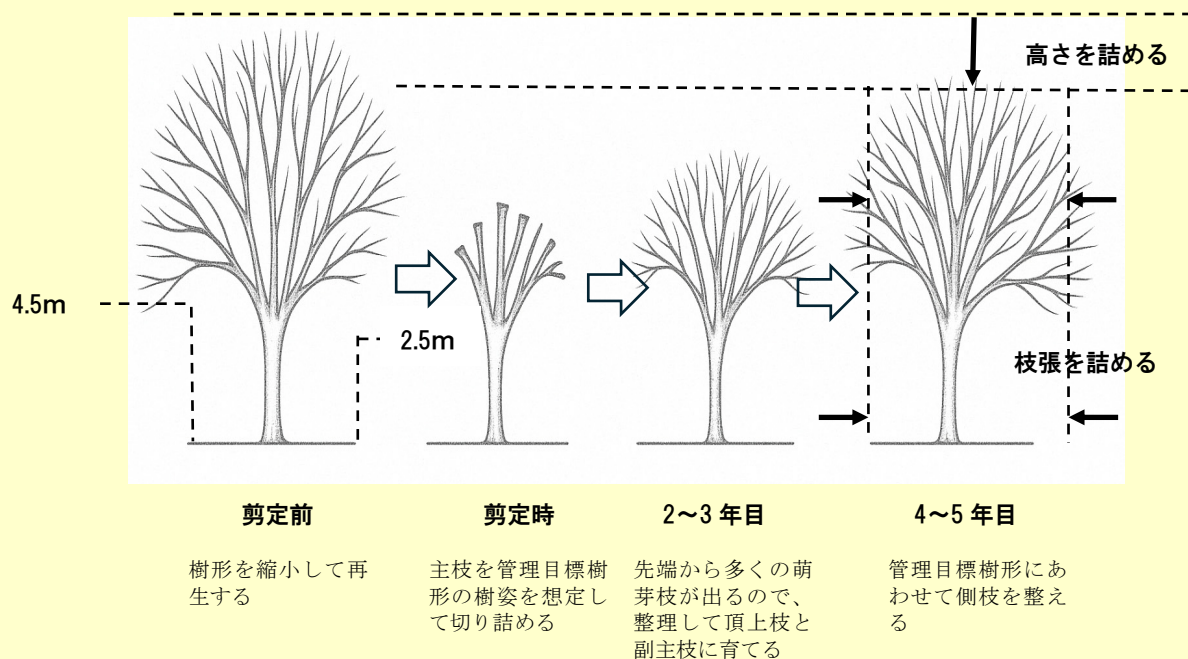
ホソバシャリンバイ（常緑樹）



アベリア 'ホープレイズ'（常緑樹）

維持管理基準

街路樹を維持管理するにあたっては、目標樹形を定めることが重要です。沿道の土地利用や歩道幅員、樹種によって異なる自然樹形を考慮した最大樹高と最大枝張りの目安を設定し、周辺環境に応じた樹形バランスを保つ剪定管理が必要となります。

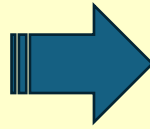


街路樹の再整備

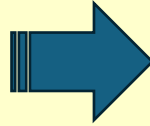
【再整備計画】

本市の街路樹は半数以上(21 路線/38 路線中)で歩道の有効幅員が 2.0m以下となっています。再整備計画の検討は、整備基準に則り歩行者の安全確保を優先して進めていきます。具体的な整備について以下の 3 点に焦点をあてます。

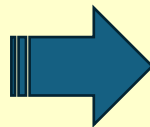
○歩道幅員が狭く、十分な歩行空間が確保できない路線について必要に応じて樹種の転換や樹木の間伐など行ない、安全・安心な歩道空間の確保に努めます。



○山間部など周辺に永続的な緑が確保されている路線の樹木は環境保全や景観向上の効果が薄く、相互の生育環境を妨げている場合などは、段階的に撤去して樹木の良好な生育環境を整えます。



○交差点や横断歩道付近等で見通しの支障となっている樹木を撤去し、歩行者、及び通行車両の安全確保に努めます。



本市の中で唯一街路樹が歩道の真ん中に位置し、歩行者等が多い路線で通行に大きく支障をきたしている**⑤逆瀬川米谷線の一部区間**と、本市域から兵庫県立伊丹北高等学校への自転車通学路で、市立安倉小学校・たからづか支援学校に隣接しており、歩道有効幅員(2.0m 以上)が不足し、根上りも発生している**⑬安倉鴻池線の一部区間**を対象に再整備の検討を行います。再整備の検討を行う 2 路線とそれ以外の再整備が必要な路線についても周辺住民の意見を聞きながら再整備の検討を進めます。

【逆瀬川米谷線の再整備イメージ】

現
状



再
整
備
イ
メ
ー
ジ



【安倉鴻池線の再整備イメージ】

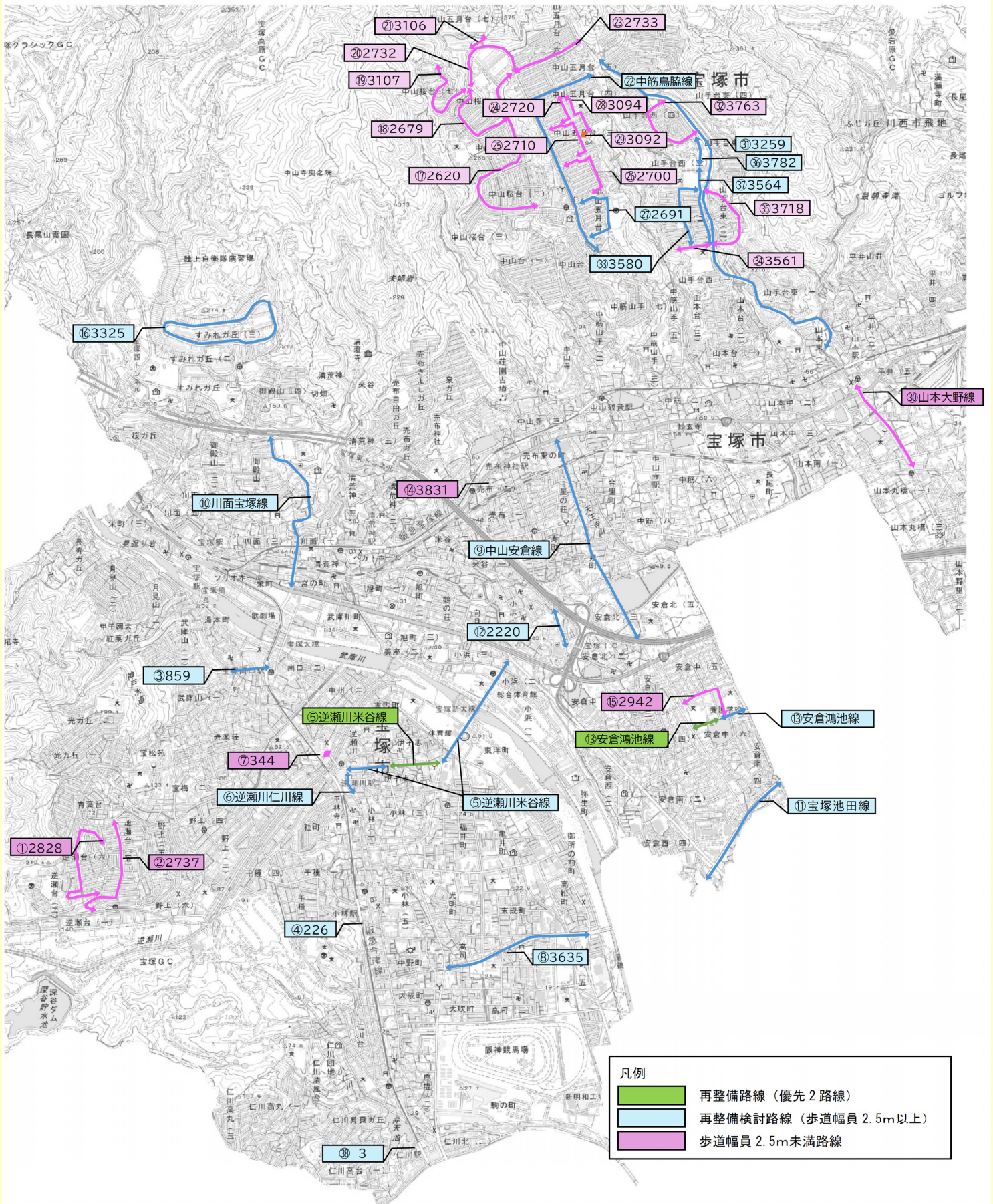
現
状



再
整
備
イ
メ
ー
ジ



再整備路線図

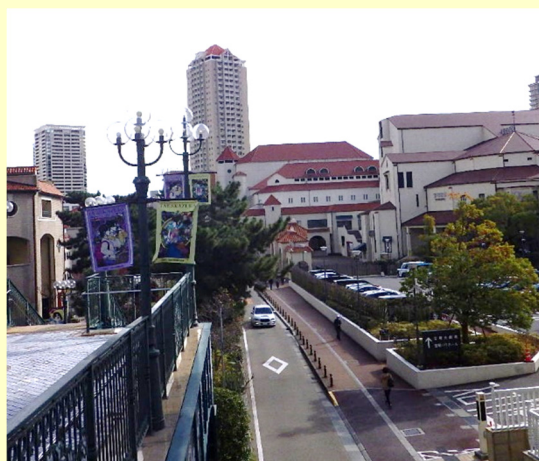


シンボルロード「花のみち」



花のみち(市道武庫川通線)は、元々は武庫川の自然堤防であった場所で、1924年宝塚大劇場の開場にあわせて造成されました。堤防時代に植えられたマツが巨木となって木陰をつくり、春には桜の花が咲き誇っています。

1960年以降、宝塚ファミリーランドと宝塚歌劇へ向かうこの道は、市民及び観光客で大いににぎわい、宝塚ファミリーランド閉園後も、宝塚市民の日常的な散策利用をはじめ、観光客を宝塚歌劇や手塚治虫記念館、文化芸術センターなど本市を代表する観光資源へと誘う遊歩道となっています。



花のみちの桜の木及び花などは、市民及び観光客が親しみ、観光資源としても貴重な存在であるので本市の「シンボルロード」として位置づけ、適切な維持管理により花のみちの街路樹景観を保全・継承していきます。



宝塚市 都市安全部 公園河川課
〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号 本庁舎 3 階
電話:0797-77-2021 ファクス:0797-77-9119
メールアドレス m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp